

(文教科学委員会)

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案(衆第一二号)(衆議院提

出)要旨

本法律案は、子ども・子育て支援法に定める地域型保育事業のうち、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の管理下における児童の災害について、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、当該児童の保護者に対し、当分の間、災害共済給付を行うことができることとするものである。

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。